

地域づくり協議会だより

発行者：大徳連区地域づくり協議会 発行日：平成26年6月1日

“地域づくり協議会だより”

第2号の発行となりましたが、今回は、協議会会則の抜粋と平成26年度予算書を記載いたしました。

大徳連区地域づくり協議会会則

第1条 (名称)

本会は、大徳連区地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

第2条 (目的)

協議会は、地域での各種共同活動を通じて、安心・安全な地域づくりを柱として、おもいやりを深め、健康の増進及び学習の振興を図り、みなさんが住んでいて良かったと感じられる地域にすることを目的とする。

第6条 (役員)

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 書記1名
- (4) 副書記1名
- (5) 会計1名
- (6) 監事2名
- (7) 部会長4名

2 会長は、総会において選任する。

3 第1項第2号から第7号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。

4 監事とその他の役員は相互に兼ねることができない。

5 必要に応じ、役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

第8条 (役員任期)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、会長に選任された期間が通じて4年である者に限り、再任することができない。

3 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで、その職務を行わなければならない。

第12条 (部会)

部会は、安心・安全部会、おもいやり部会、健康・学習部会、広報部会とし、必要に応じて部会長が招集し、議長を務めるものとする。

2 部会は、各所管事項の調整に当たる。

◇行事のご案内◇

一宮市立大徳児童館
七夕まつり

7月5日(土)

クリスマス会

12月13日(土)

ひなまつり会

27年2月21日(土)



順次、活動内容のお知らせが、出来る様進めております。

広報部会

平成26年度 大徳連区地域づくり協議会予算書

歳入の部			
区分	予算額	備考	
前期繰越金	235,000		
社協大徳支会交付金	460,000	防犯交通安全、学校外活動、公民館事業へ	
社会福祉協議会等交付金	250,000	敬老会事業へ	
諸収入	1,068,000	地区協力金、参加費、利息等	
地域づくり協議会交付金	3,601,000		
歳入の部合計	5,614,000		
歳出の部			
区分	予算額	備考	
会務費	318,000		
内 訳	事務費	218,000	消耗品等
	会議費	100,000	総会、部会用経費
事業費	5,296,000		
内 訳	安心・安全部会費	432,000	防犯交通安全事業 資源回収推移事業
	おもいやり部会費	1,550,000	見守りネットワーク事業 敬老会事業
	健康・学習部会	3,214,000	高齢者の生きがい事業(注) 学校外活動推進事業 公民館 5 事業
	広報部会費	100,000	広報誌発行事業
歳出の部合計	5,614,000		

* 各区分間の流用を認める

注：一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業